

信濃町建設工事共同企業体運用基準

平成 15 年 3 月 31 日

訓 令 第 3 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この基準は、共同企業体のあり方の適正化を図ることにより、建設業の健全な発展に資するため、共同企業体を活用する場合の運用基準を定めるものとする。

(共同企業体への発注の原則)

第 2 条 信濃町（以下「町」という。）の建設工事の発注は、単体企業への発注を基本とし、技術力の結集等により効果的な施工が確保できると町長が認める場合に限り、共同企業体に発注できるものとする。

(共同企業体の方式)

第 3 条 共同企業体の方式

(1) 特定建設工事共同企業体

建設工事の種類、規模等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体

優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工能力を強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

(基本要件)

第 4 条 共同企業体は、すべての構成員が信濃町建設工事等入札制度合理化対策要綱（以下「合理化対策要綱」という。）第 4 の（1）ア及びイに規定する要件を満たし、構成員のいずれかが合理化対策要綱第 4 の（1）ウに規定する要件を満たすとともに、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、町長が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 共同企業体の構成員は、町に当該年度の建設工事入札参加資格申請書を提出していること。

(2) 共同企業体の構成員は、2 者若しくは 3 者とする。

(3) 共同企業体の構成員は、原則として町に本社又は営業所等が所在するものを 1 者以上含むものとする。

(4) 共同企業体の構成員は、同一共同企業体の方式で、同一業種に 1 以上の構成員となることはできない。

(5) 共同企業体登録期間中は、代表者構成員及び構成員の変更等はやむを得な

い理由がある場合を除き行うことができない。

- (6) 共同企業体と単体企業のどちらも入札参加申請書を提出している者は、同時に同じ入札に参加することはできない。この場合、申請者から特に申出がない限り、経営事項審査結果通知書の点数の高い方を入札に参加させるものとする。

(共同企業体の資格審査)

第5条 共同企業体を結成し競争入札に参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体入札参加資格申請書（合理化対策要綱様式第1号）
 - (2) 共同企業体協定書の写し
 - (3) 共同企業体構成員の経営事項審査結果通知書の写し
 - (4) 共同企業体構成員の工事経歴書（合理化対策要綱様式第3号）
 - (5) 共同企業体構成員資格調書（合理化対策要綱様式第4号）
 - (6) 印鑑証明書（代表者の印鑑証明書）
 - (7) 使用印鑑届（入札等に使用する印鑑が印鑑証明書と異なる場合提出）
 - (8) その他町長が必要とする書類
- 2 共同企業体協定書には次の内容を記載しなければならない。
- (1) 目的
 - (2) 共同企業体の名称
 - (3) 事務所の所在地
 - (4) 成立及び解散の時期
 - (5) 代表者の住所及び商号又は名称
 - (6) 構成員の住所及び商号又は名称
 - (7) 代表者の権限
 - (8) 構成員の責任
 - (9) 出資割合
 - (10) 利益金配当割合
 - (11) 欠損金の負担割合
 - (12) 解散後のかし担保責任
 - (13) その他必要な事項
- (共同企業体の格付)

第6条 共同企業体の格付は、建設業法第27条の23第3項の規定に基づく平成6年建設省告示第1461号（平成6年6月8日。以下「告示」という。）及び、合理化対策要綱の規定に準じて行うものとし、経営規模（年間平均完成工事高、自己資本の額、職員数）、経営状況、技術力の評点及びその他の評点項目は次のとおりとする。

- (1) 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。
 - (2) 経営状況に係る評点は、各構成員について算定される経営状況の評点（告示第一の二に掲げる項目について告示付録第一に定める算式によって算出した点数に基づき、「経営審査事項の事務取扱いについて（通知）」（平成6年6月8日付け建設省経建発第136号）の別紙「審査の結果を総合評点で表す方法」（以下「通知の別紙」という。）1の（3）の①の算式によって算定した評点をいう。）の平均値によるものとする。
 - (3) 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値（告示第一の三に掲げる技術職員について、告示第二の三に定めるところにより算出した数値をいう。）のそれぞれの和を用いて行うものとする。
 - (4) その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点（告示第一の四に掲げる項目について、告示第二の四及び通知の別紙1の（5）に定めるところにより算定した評点をいう。）の平均値によるものとする。
- 2 共同企業体の工事施工能力に関する主観的事項の審査は、当該年度の前2年の完成工事成績を評定して行うものとする。
 - 3 共同企業体の等級格付は、総合数値の算出を省略して次により行うことができるものとする。
 - (1) 構成員の等級格付けが異なる場合は、上位の構成員の等級格付けとする。
 - (2) 構成員の等級格付けが同一の場合は、当該構成員の等級格付けとする。

(入札書)

第7条 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者又は代理人全員が記名押印しなければならない。

(契約書)

第8条 共同企業体との契約の締結における契約書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者又は代理人全員が記名押印しなければならない。

第2章 特定建設業共同企業体

(対象工事)

第9条 特定建設業共同企業体の対象工事は、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、揚配水機場、下水道等の土木構造物及び建築・設備等の建設工事）で、発注者が必要と認める工事とする。なお、技術的難度の高い特定建設工事の規模等は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、円滑な施工を図るため特に技術力を結集する必要が

あると町長が認める工事については、特定建設工事共同企業体により施工することができる。

- 3 町長は、特定建設工事共同企業体による施工が必要と認める工事であっても、単体でも施工可能な業者があると認めるときは、特定建設工事共同企業体と単体企業との混合による入札とすることができる。

(対象工事の指定)

第10条 対象工事は、信濃町建設工事請負人等選定委員会（以下「選定委員会」という。）審査を経て、町長が決定する。

(構成員の組合せ)

第11条 特定建設工事共同企業体の構成員は、最上位の等級に格付けされている者に限る。ただし、十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると町長が認めるときは、第3位等級に属する者までを含めた組合せとすることができる。

(構成員の要件)

第12条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると町長が認めるときはこの限りではない。
- (2) 当該工事を構成する一部の工事種別を含む工事について、過去5年間に当該工事と同種、類似の工事施工実績を有する者でなければならない。ただし、共同企業体の構成員として考慮する場合の実績は、出資比率30%以上の場合に限る。
- (3) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に選任で配置し得ること。
- (4) その他町長が必要と認める事項。

(出資比率)

第13条 特定建設工事共同企業体の出資比率は、次に定めるところによる。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 2者の場合30%以上
- (2) 3者の場合20%以上

(代表者)

第14条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、異なる等級にあつては上位の等級の者とする。また代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(結成方法)

第15条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、原則として自主結成とする。

(対象工事の公表)

第16条 町長は、第9条の規定により対象工事を決定したときは、次の各号に掲げる事項及び公募期間その他必要な事項を公表するものとする。

- (1) 工事名 (事業名)
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 予定工期
- (5) 特定共同企業体の構成員の要件
(指名競争入札)

第17条 前条の規定による工事を指名競争入札に付する場合は、有資格業者と認定された特定建設共同企業体の中から指名競争入札に参加する者を選定委員会の審査を経て、町長が指名するものとする。

2 指名競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体の数は、対象工事の規模又は内容に応じて選定委員会で審査し、町長が決定するものとする。

(有効期間)

第18条 町が契約した特定建設工事共同企業体の共同企業体としての認定資格の有効期間は、原則として当該工事の完成後12月を経過した日までとする。ただし、有効期間満了後においても当該工事につき、かし担保責任があると認められる場合は、全構成員が連帯してその責を負うものとする。

2 特定建設工事共同企業体で契約の相手方とならなかった者の、共同企業体としての有効期間は、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象業種)

第19条 経常建設共同企業体が入札に参加することができる工事業種は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、鋼構造物工事、水道施設工事とする。ただし、町長は登録業種及び工事の種類ごとに指定することができる。

(構成員の組合せ)

第20条 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、同一等級又は上位の等級に格付けされている者から直近の2等級までに格付けされている者の組合せとする。ただし、十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると町長が認めるときはこの限りではない。

(構成員の要件)

第21条 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき許可を有しての営業年数が3年以上で

あること。

- (2) 希望する工事種別の施工実績を有すること。
- (3) 中小企業基本法（昭和 41 年法律第 154 号）第 2 条各号に該当すること。
- (4) 希望工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者が存し、これらの技術者を工事現場ごとに選任で配置し得ること。
- (5) その他町長が必要とする事項。

(出資比率)

第 22 条 経常建設共同企業体の出資比率は、次に定めるところによる。

- (1) 2 者の場合 30%以上
- (2) 3 者の場合 20%以上

(代表者)

第 23 条 経常建設共同企業体の代表者は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、異なる等級にあつては上位の等級の者とする。又、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(結成方法)

第 24 条 経常建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(入札参加資格審査申請書の受付期間)

第 25 条 経常建設共同企業体の入札参加資格審査申請書の受付期間は、入札参加希望年度の前年度の 2 月中とする。

(有効期間)

第 26 条 経常建設共同企業体の共同企業体としての認定資格の有効期間は、入札参加申請後の 4 月 1 日より共同企業体協定書に定められている期間とする。

第 4 章 雑則

(共同企業体に対する通知等)

第 27 条 請負代金の支払等契約に基づく行為については、全て共同企業体の代表者を相手方とする。

(補則)

第 28 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(共同請負実施要領の廃止)

- 2 共同請負実施要領（平成 11 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この基準の施行の際、現に結成されている共同企業体は、当該共同企業体の存続期間終了するまでの間、この基準による共同企業体とみなす。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 〈第 9 条〉

工事の種別	規 模 等
道 路	<ul style="list-style-type: none">・地形上又は地質施工に高度な技術が必要な工事・路床の安定処理が必要な工事・高度な技術が必要な舗装工事
橋 梁	<ul style="list-style-type: none">・長大橋（延長 100 m 以上）・アーチ橋、ラーメン橋、つり橋等の技術的難度の高い工法による工事・特殊な工法が必要な基礎工事・ハイピアー（高さがおおむね 20 メートル以上）
トンネル	<ul style="list-style-type: none">・複雑な地質又は高熱若しくは出水が予想される工事・延長 100 m 以上のトンネル工事
ダ ム	<ul style="list-style-type: none">・砂防ダム、治水ダム、多目的ダム又は農業用ダムで高さが 15 メートル以上の工事
堰	<ul style="list-style-type: none">・おおむね 10 億円以上の工事・基礎工事の施工に特殊な工法が必要な工事
揚排水機場	<ul style="list-style-type: none">・おおむね排水で毎秒 5 t、揚水で毎秒 1 t 以上の処理能力を要する機場工事・地形上又は地質上施工に高度な技術が必要な工事
下 水 道	<ul style="list-style-type: none">・シールド工法又は推進工法による工事・開削工法のうち高度な技術が必要な工事
大規模建築	<ul style="list-style-type: none">・おおむね 2 億円以上の工事
大規模設備	<ul style="list-style-type: none">・おおむね 1 億円以上の工事